

# ギブアップ制度の変更について

## 1. ギブアップ制度の変更について

2

当社は、ギブアップ制度について、2011年12月19日から、以下の変更を行います。

現行制度では、売買約定が成立した計算区域のみギブアップが可能ですが、売買約定が成立した計算区域から起算して4営業日目に  
当たる日(T + 3)までの間、ギブアップが可能となります。

(以下、「過去日に遡ったギブアップ」とする。)

P4

外国商品先物取引業者が関わるケースを拡充します。

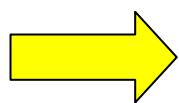
P5

## 2. 過去日に遡ったギブアップ導入の背景

当社では、注文執行と清算を区分管理し、清算を一つの商品先物取引業者に集中させることができる「ギブアップ制度」を導入しており、主に国内のファンド関係者に利用されています。

しかしながら、当社のギブアップ制度については、売買約定が成立した日に限り、申出を認めているため、海外の金融機関及びファンドは、時差または休日の関係で、ギブアップ制度を利用しづらい状況となっています。

このことを踏まえ、今般、市場参加者にとって利便性の高い市場環境を整備することを目的に、過去日に遡ったギブアップを制度化します。



**売買約定が成立した計算区域から起算して4営業日目に当たる日(T + 3)までの間、ギブアップが可能。**

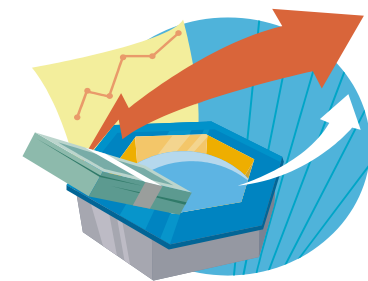
### 3. 過去日に遡ったギブアップの事例

過去日に遡ったギブアップの導入に伴い、以下のギブアップが可能となります。

売買約定が成立した計算区域から起算して4営業日目に当たる日 (T + 3) までの間、ギブアップが可能です。

既に成立したギブアップについて、売買約定が成立した計算区域から起算して4営業日目に当たる日 (T + 3) までの間、取消しが可能です。

例： 9/20 取引参加者A      取引参加者B (ギブアップ成立)  
      9/22 取引参加者B      取引参加者A (ギブアップ取消し)



複数の外国商品先物取引業者を経由した場合についても、ギブアップ制度が利用できます。

- ・ 現在は、外国商品先物取引業者に取引の依頼をしている顧客のギブアップについては、当該外国商品取引業者が受託取引参加者の委託者又は取次者の取次委託者である場合に限り、ギブアップができる制度となっております。
- ・ これを、当該外国商品先物取引業者が他の外国商品先物取引業者を経由して、取引の依頼を行っている場合についても、ギブアップ制度が利用できます。  
なお、三者間契約の締結については現行どおり、必要です。

### (1) ギブアップの利用対象の拡充について

- ・ ギブアップについては、従前は、委託取引に係るギブアップ(例:当業者委託 当業者委託、ファンド委託 ファンド委託)のみ利用可能でしたが、2011年5月23日以降、市場取引参加者、受託取引参加者及び遠隔地市場取引参加者の自己取引が絡むギブアップ(例:取引参加者委託 自己、自己 取引参加者委託)についても、利用可能となりました。

### (2) ギブアップを行う者の事前登録について

- ・ ギブアップを行おうとする市場取引参加者、受託取引参加者及び遠隔地市場取引参加者の方々は、自己取引が絡むギブアップの他、委託取引に係るギブアップについても、予め、当社の承認を受ける必要があります。